

安全啓発の手引



一般社団法人 千葉県子ども会育成連合会

もくじ

第1章

- ① 「安全啓発の手引」刊行について・・・ 1-1
- ② 安全能力を高めるために！・・・ 1-2
- ③ 潜在危険って？・・・ 1-3
- ④ 子ども会KYT・・・ 1-5
- ⑤ 危険予知トレーニングシート・・・ 1-13
- ⑥ 指導者・育成者の心得・・・ 1-19
- ⑦ 活動のチェックポイント・・・ 1-22
- ⑧ 応急措置の心得・・・ 1-24
- ⑨ 事故が起きた時に・・・ 1-35
- ⑩ 安全のための心得・・・ 1-36

第2章

- ⑪ 『安全共済会』加入のご案内・・・ 2-1
- ⑫ 子ども会賠償責任保険のあらまし・・・ 2-6
- ⑬ 全国子ども会安共済会Q&A・・・ 2-11
- ⑭ 子ども会賠償責任保険Q&A・・・ 2-15
- ⑮ 安全カードを活用しましょう・・・ 2-20
- ⑯ 支部別市町村区域割図・・・ 2-21
- ⑰ 編集後記・・・ 2-22

資料編

過去の千葉県子ども会の事故発生状況
履歴

子ども会安全共済会のご案内

(一社)千葉県子ども会育成連合会・全国子ども会安全共済会加入について

◇共済金について

安全共済会って何？

子ども会の育成者の皆様、いつも子ども会活動へのご助力ありがとうございます。

子どもたちは、活動を通して、互いに認め合い、協力し合うことで様々な体験を積み重ねていきます。育成者は、それらの活動を見守り子どもたちの成長をサポートしていきましょう。

しかしながら、安全に心がけていても、ケガなどのアクシデントが発生することがあります。

全国子ども会安全共済会は、活動中にケガや病気などになってしまったときのための保険です。

子ども会の仲間同士助け合うことを目的として生まれました。

安心して活発な活動が展開されますよう、是非御検討の上、ご加入をお願いいたします。

会員になるためには・・・

- ① 市町村子連・県子連に加入している子ども会であること。
- ② 子どもだけの団体ではなく、大人も1名以上加入していること。
- ③ 年齢制限はありませんが、就学前3年以下の幼児(4月1日現在の年齢が0～3歳)は保護者も加入し、活動に同伴すること。

※保護者とは、両親・祖父母・親族(成人)のいずれかになります。

●提出書類

1. 県子連加入申込書
2. 全国子ども会安全共済会加入申込書・加入者名簿
3. 年間行事計画書

☆必ず決められた様式を使ってください☆

年会費・・・200円

会費内訳

共済掛金	50円
全子連運営費	20円
県子連会費	80円
県子連安全事業運営費	50円

☆市町村子連と全子連が3月に加入契約を結びます。

5月31日までに市町村子連が取りまとめ県子連へ会費を納め、書類を提出します。

5月末までに手続きが完了すると4月1日にさかのぼって補償を受ける事ができます。

提出先は市町村子連です。提出期限は所属の市町村子連にお問い合わせください

※6月以降も途中加入できます。

不明の点は市町村子連事務局までお問い合わせください。

申請書類などは全国子ども会連合会ホームページからダウンロードできます。

<http://www.kodomo-kai.or.jp/>

◇万一事故が発生したら ⇒ 市町村子連へ連絡を！

【申請に必要な物】

①医療機関(※)の領収証または、診療明細書(コピー)

(※)健康保険が使える病院・接骨院・整骨院など

(薬を処方されたら薬局の額収証も対象になります)

②共済金請求書・個人情報の取扱についての同意書

○書類や手続きについては市町村子連にご相談ください。

健康保険が適用されるコルセット等の装具を使用した場合、医師の証明書と装具代の領収書のコピーを用意してください。

給付の対象となる活動

年間事業計画(年間計画と当日実施活動する内容と時間が書かれたもの)に基づき活動が行われていること。

また、必ず大人の会員が参加していること。子どもだけの活動は対象外です。

- ① 事業計画に伴う集合から解散まで
- ② 往復途中:指定の集合または、解散場所と会員の住所との通常経路の往復途中。
- ③ 指導者または、育成会会員があらかじめ定められた事業計画を推進するために必要な調査活動及び往復途中。
- ④ 指導者または、育成会会員が子ども会活動進行上必要な研修会及び会場などへの参加及び往復途中。

給付対象となる子ども会行事例

- 研修会・講習会・リーダー養成事業・会議(実行委員会・打合せなど)
- 野球・サッカー・ソフトボール・ドッジボール等のスポーツ
- 餅つき大会・子どもフェスティバル・レクリエーション・生産活動など
- 美術館・博物館・工場見学・施設訪問などの文化活動
- ハイキング・キャンプなどの野外活動
- 町内会、自治会などの共催行事
- その他、市町村子連・支部・県子連などで開催する子ども会行事など

共済金の区分と金額

等 級	給 付 額
死 亡	6,000,000 円
後遺障害	6,000,000 円～70,000 円
負傷・疾病	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療総額の30% ・事故の日から180日までの医療費を限度とする ・共済金額50万円を支給限度とする ・保険医療点数が333点以下は支給しない

後遺障害等級表

等 級	金 額	等 級	金 額
第1級	6,000,000 円	第9級	1,300,000 円
第2級	5,300,000 円	第10級	950,000 円
第3級	4,650,000 円	第11級	700,000 円
第4級	4,000,000 円	第12級	450,000 円
第5級	3,400,000 円	第13級	260,000 円
第6級	2,800,000 円	第14級	140,000 円
第7級	2,250,000 円	第15級	70,000 円
第8級	1,750,000 円		

子ども会賠償責任保険のあらまし

○子ども会賠償責任保険とは

全国子ども会連合会では、昭和47年以来、都道府県・指定都市子ども会連合会と緊密な連携のもとに、全国子ども会関係者の相互扶助による見舞金制度である安全会をつくり、安全教育(学習)の充実とともに、万一の事故に備えてきました。

しかし、全子連では、主催者の損害賠償保険を負担することは不可能であることから、昭和54年4月1日から主催者側の損害賠償責任に任ずることを目的とした本保険を開始しています。

○子ども会賠償責任保険の内容

子ども会賠償責任保険は、「子ども会活動中」の事故により、主催者以外の会員や会員以外の第三者が死傷、または、第三者の財物に損害を与えたことにより、「全国子ども会安全共済会」に加盟している単位子ども会、各段階の連合組織の指導者・育成者などの主催者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払われます。

※ 主催者とは、主催団体の役員及び行事計画書に記載した指導者(満20歳以上)・育成者で指導を委嘱されたものを言います。

※ 上記の育成者とは、「子どもの親はすべて育成者」の子ども会の基本的な考え方があるので、それにより子ども会会員のすべての親は主催者の一員となります。

※ 「子ども会活動中」とは、原則として「全国子ども会安全共済会」に提出した事業計画に基づく活動に従事している間を言います。ただし、「全国子ども会安全共済会」で対象としている往復途上は、この保険では、子ども会活動中とはしません。

【2018年度より補償が拡大】

- ①建物と同時にその建物施設から借りた物が、新たに補償の対象になりました。
- ②外部から借りた物が補償の対象となりました。ただし借りた自動車は対象外です。

保険金の限度額

身体障害	1名につき	1億円	免責金額 なし
	1事故につき	5億円	
財物損壊	1事故につき	200万円	免責金額 1,000円

財物賠償	1事故・保険期間中につき	1,000万円	免責金額 3,000円
------	--------------	---------	----------------

担保内容

子ども会活動中に、主催者の過失によって事故が発生し、活動に参加している主催者以外の会員やその他第三者が死傷、または、その財物に損害を与えたことにより、主催者が法律上の損害賠償責任を負担する場合に保険金が支払われます。

- 例えば、主催者の過失による事故としては、
- (1) 事前の点検注意を怠った場合
 - (2) 適切な指導を怠った場合
 - (3) 事故発生時の措置が十分でなかった場合
- などが考えられます。

賠償責任を負担することによって被る損害を保険金として支払うものです。

※この保険の保険料は全子連が負担しています。

お支払する保険金の種類

○損害賠償金

被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する**法律上の損害賠償責任の額**

ただし、損害賠償金を支払うことによって被保険者が代位取得するものがある場合は、その価額を差し引くものとします。

○争訟費用

損害賠償に関する争訟について、被保険者が引受保険会社の書面による同意を得て支出した**訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用**

○権利保全行使費用

対人・対物事故が発生した場合に、**他人に対する権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用**

○緊急措置費用

対人・対物事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任がないことが判明したときに、その手段を講じたことによって要した費用のうち、**応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ引受保険会社の書面による同意を得て支出した費用**

○協力費用

引受保険会社が損害賠償請求権者からの損害賠償請求の解決に当たる場合に、その遂行について**被保険者が引受保険会社に協力するために要した費用**

○損害防止費用

対人・対物事故が発生した場合に、**損害の発生または拡大の防止のために要した必要または有益であった費用**

事故が発生したら

万一、賠償責任を負う恐れのある事故が発生した場合は、直ちに電話などで、市町村子連まで、事故報告をしてください。報告が遅れた場合、保険会社の査定により、申請に支障をきたす恐れがあります。

○事故報告の内容

① 主催者の団体名・代表者・住所・電話番号

○育成者・指導者の位置

② 事故発生日時(いつ)

- ③ 事故発生場所(どこで)
- 会員か第三者かを明確に
 - ④ 加害者(氏名・性別・年齢・住所・電話寺号)(誰が)
 - ⑤ 被害者(氏名・性別・年齢・住所・電話番号)(誰に)
- 被害者と加害者の位置
 - ⑥ 事故発生状況および原因
(なんのために、なぜ、どのように)
- 指導上の過失について具体的に記入
 - ⑦ 被害(損害)状況
 - 対人(傷病名・治療状況・病院名と連絡先)
 - 対物(損害の程度・修理費用。修理業者と連絡先)
- その他、事故に関する写真など
- ※ 物損事故の申請の際には、壊したものの修理前後、両方の写真が必要です

安全共済会・賠償責任保険に関するお問い合わせは、各市町村子連、又は下記までお電話ください

一般社団法人千葉県子ども会育成連合会
〒260-0001 千葉市中央区都町2丁目1番12号
千葉県都町合同庁舎内4階
TEL 043-310-6357
FAX 043-310-6358
E-mail : anzen-chiba.s@coda.ocn.ne.jp

全国子ども会安全共済会 Q&A

Q1. 全国子ども会安全共済会は保険ですか。

A1. 活動中にケガや病気などになってしまったときのための保険と同様の補償をする共済制度です。子ども会の仲間同士助け合うことを目的として生まれました。安心して活発な活動が展開されますよう、加入しましょう。

【会員となるには】

Q2. 安全共済会の会員となるためにはどうしたらよいのですか。

A2. 安全共済会の会員となるためには、まず、子ども会の会員にならなければなりません。そして、あなたが会員となる単位子ども会が市町村子連に加入していなければなりません。もちろん、その市町村が(一社)千葉県子ども会育成連合会に加盟していないと加入できません。

Q3. どのような手続きをすることが必要ですか。

A3. 会員名簿、年間計画、会費が必要です。誰が・いつ・どこで・どのような活動をするのかをあらかじめ計画して、会費を単位子ども会でまとめて、市町村子連事務局へ納入し会員となります。

Q4. 年間計画の当初計画にない行事を実施する場合はどうするのですか。

A4. 年間計画は加入当初に報告しますので、年度途中で行事が増えたり、変更する場合もできます。計画表に記載されていない場合、事故が発生しても給付の対象となりませんので、途中追加行事や変更が生じたときは、速

やかに変更届を市町村子連事務局に届けてください。

Q5. 会員が増えた場合はどうしますか。

A5. 会員が増えた場合は、増えた会員のみの記入と会費を添えて市町村子連事務局に届けてください。

【治療と共済金】

Q6. 誰でも全国子ども会安全共済会に加入することができるのですか。

A6. 子ども会会員を対象とした共済制度ですから子ども会会員でなければ加入することはできません。

Q7. どんな時に共済金が支給されるのですか。

子ども会活動で、野球をしていて、つまずいて転んで、前腕を骨折してしまいました。自分で転んで怪我をした場合でも支給されるのでしょうか。

A7. 子ども会活動としてあらかじめ計画され、年間計画に示されている活動であれば、共済金給付の対象となります。

Q8. 食中毒・熱中症などは、傷害保険では対象にならないと聞いていますが、安全共済会の場合は対象となるのでしょうか。

A8. 子ども会活動によりひき起された疾病の場合は、共済金の対象となります。

Q9. 子ども会で海外へ行くことになりました。外国の地で怪我をした場合は対象となるのでしょうか。

A9. 海外での子ども会活動により引き起こされた事故による負傷・疾病の場合は、共済金の給付対象となります。（海外の病院を受診した場合は、海外療養費の支給対

象となれば共済金も支給 されます。)

※賠償責任保険は、海外での事故は対象外です。

Q10. 交通事故の場合の支給はどうなりますか。

A10. 交通事故による怪我は対象外です。ただし、死亡共済金、後遺障害共済金は支給されます。

交通事故でも自転車の単独事故、または、自転車同士
の衝突事故は支給されます。

Q11. 子ども会は子どもたちの会ですから、子どもだけが加入しても、共済金支給の対象となりますか。

A11. 子ども会は子どもの組織と大人の育成会の組織で成り立っています。子どもたちだけの加入は認められません。

Q12. 大人だけの活動で怪我をいたしました。共済金支給の対象となりますか。

A12. 子ども会を育成する組織の活動で、あらかじめ計画されていれば、共済金支給の対象となります。

Q13. 市町村医療補助制度で、医療費の自己負担が無い場合はどうなります

A13. 医療機関発行の診療明細書があれば支給されます。

Q14. 共済金は、保険医療でなければダメなのですか。

A14. 保険適用医療機関での保険治療に限ります。

Q15. 接骨院・整骨院に通院した場合は保険の対象になりますか。

A15. 保険診療を行っている接骨院・整骨院であれば対象となります。ただし、領収書に保険医療総額などが記入されていない場合は、柔道整復施術報告書が必要となります。

Q16. 共済金はいくら支払われるのですか。

A16. 保険医療総額の 30%です。

解説:保険医療で、あなたの負担 30%の場合を例にすると、あなたが 3,000 円支払ったということは、保険医療総額は、10, 000 円ということになります。保険医療総額の 30%が共済金になりますので、共済金給付額は、3,000 円になります。

子ども会賠償責任保険 Q&A

子ども会賠償責任保険で請求対象となる事故は、

- ◎子ども会の行事中である
- ◎「子ども会として」被害者から法律上の損害賠償を求められる事故である
- ◎被害者から求償(修理要求等)がある以上の場合が請求対象の基本となります。

Q1. 子ども会行事へ参加するため自転車で走行中、誤って他人にぶつかりケガをさせてしまった。支払えるか。

A1. 子ども会の賠償責任保険は、行事中のみが対象です。集合場所と自宅の往復途中は対象外です。

Q2. ソフトボールの監督が学校のグラウンドの端に自家用車を停めていた。ソフトボール活動中、偶然ボールが自家用車の方向へ飛んでボンネットに当たりへこんだ。その修理代は出るか。

A2. 行事中における役員・指導者等(同居の親族を含む。別居の親族は含まない)の身体傷害・財物損害は対象外です。

Q3. 子ども会行事のために、子ども会とは関係ない方から「かき氷器」を借りたが、操作を誤って壊してしまった。補償はあるか。

A3. 平成 30 年度から追加契約した「受託者賠償責任保険(運送危険補償 特約付帯)」の対象となります。祭り開催時に外部から借りた山車、廃品回収時に外部から借りたり

ヤカー、運動会開催時にレンタル業者から借りたテント等も対象となります。(1事故につき免責金額3,000円で、全子連全体で年間累積1,000万円が支払い限度額です。)但し、自動車は対象外となります。

Q4. 学校のグラウンドを借りて行事(ソフトボール、祭り等)を行っていた際、学校から借用したもの(ソフトボールの際に借りたネットやベース、炊飯行事等で借りた家庭科室の炊飯器等)は対象となるか?

A4. 平成30年度から追加付保した「借用イベント施設損壊補償特約」の対象となります。公民館で行事を行う際に、公民館から借りたマイク等も対象となります。

Q5. お祭り等で子ども会が屋台で提供した食品によって食中毒が発生した場合、対象となるか。

A5. 子ども会が販売又は提供した商品・飲食物に起因する損害賠償責任は対象外です。

Q6. 子ども会行事(廃品回収)のために好意で車を借用し、その廃品回収のため運転中、誤って第三者の塀をこわした。対象となるか。

A6. 借用自動車に限らず、自動車の運行管理に起因する損害賠償(対人・対物)は、その車についている保険(自賠責保険、自動車保険)により補償することになり、子ども会の賠償責任保険では対象外となります。

Q7. ソフトボールの練習で、打球がピッチャーの顔面に当たり、メガネが壊れてしまった。支払えるか? また、スポーツ競技中以外でメガネが壊れた場合は対象か。

A7. ソフトボールに限らず、また試合中・練習中に限らず、正

当な競技規則に従った行為では損害賠償そのものが発生しません。メガネ以外の他の財物、相手のケガも同様です。また、観客についても競技参加者とみなされ、同様に損害賠償が発生しません。

なお、スポーツ競技中以外の場合は、事故の状況により対象か否かを確認することになります。

Q8. 行事(サイクリング等)中に、運転していた自転車が他人に接触しケガを負わせた。請求は可能か。

A8. 自動車事故と同じように、過失割合の判断に基づき、過失部分のお支払いが対象となります。

Q9. 子ども会活動にて待機中、子ども同士がふざけあっていて途中から蹴り合い等の喧嘩に発展し、一方にケガを負わせた。指導者は片付けや準備に追われ、その場にはいなかった。請求はできるか。

A9. 子ども同士でふざけていたのであれば、たんなるケンカであり、子ども会の管理責任はないため対象外です。(その場に指導者がいなければなおのことです。)

Q10. 子ども会活動中、たまたま隣で別の子ども会が行事をしていて、別の子ども会の子どものケガをさせてしまい、子ども会に損害賠償を求められた。対象となるか。

A10. 同一年行事でなければ、他の子ども会は第三者とみなすことができますので対象となります。

Q11. 子ども会の賠償責任保険以外に、賠償責任保険のついた他の保険(スポーツ安全保険、コープ共済等)にも加入している場合、どのようにすればよいか。

A11. 事故報告時に、知りうる範囲で他保険分を報告してくだ

さい(所定欄へ記入)。子ども会の担当保険会社から、他保険の詳細情報(連絡先等)を照会される場合もあります。支払対象と判断された場合、どちらの保険を使うかご判断いただくことがあります。また、保険の種類によっては、どちらかを代表として支払い、後に保険会社が他社に按分額の求償をします。なお、子ども会賠償責任保険・他保険をあわせても、損害賠償額を超えることはできません(請求関係書類として“領収書の原本”の提出をご依頼しています)。

Q12. 保険会社から、子ども会が100%有責(支払対象)との判断が出た。最終的にいくら保険金が出るのか？

A12. 提出された書類等により、保険会社で決めることとなります。まず、「損害額」を確定させます。修理対応が可能な場合は、修理見積の妥当な修理金額が「損害額」となります。修理が不可能なもの、又は全損と認められる場合は、購入年月と購入額から時価額を算定し「損害額」とします。計算式としては、「損害額」×支払割合(例では100%)－免責額(自己負担額)＝支払額(保険金)となります。子ども会損害賠償責任保険の免責額(子ども会の自己負担額)は、対物＝1,000円(外部からの借用物は3,000円)は、対人0円／1事故となります。

＜保険利用とは別に(杞憂ですが)＞ 事故が発生し、損害を与えたと思われる場合は、当然ですが、被害者に対し誠意をもってご対応いただくのが よいかと思います。

＜保険利用に際して＞ 請求できる可能性がある場合は、まず事故報告書を市区町村子連等の窓口へご提出ください(用紙は全子連のホームページに掲載してあります)。

その後、都道府県子連(指定都市子連)・全子連を通して保険会社へ報告されます。あわせて、(物損の場合は)写真・見積書のご準備をお願いします(ご提出時期は別途ご連絡いたします)。

※ご注意: 全国の保険会社の窓口では、子ども会賠償責任保険の事故の受付・照会はおこなっていません。

支払可否は、送付いただいた事故報告書等に基づき保険会社が判断します

安全カードを活用しましょう

カードの活用について

子ども会活動は、地域を基盤とした少年団体として全国で活動を展開している大きな団体で、各方面から期待が寄せられておりますが、これに応えるためには一層の充実発展に努めると共に、安全について十分配慮しなければなりません。

このための一つの方法として、『安全カード』の活用があります。

千葉県子ども会育成連合会では、『安全カード』を作成し配布しています。

会員の一人ひとりが自覚をもって事故防止に努めると共に、万一のために携帯することをおすすめいたします。

※個人情報に記載されます。取り扱いには注意しましょう。

会 員 証	
子ども会名	
なまえ	H . . 生
住 所	☎
保護者	
学校・幼稚園 保育園名	入会年月日 年 月 日
メモ	

☎ わたしは、千葉県子ども会の会員です。
 ○ おともだちと仲良く、活動に参加します。

安全カード	
血液型	型 RH その他
アレルギー	ある じんま疹 ぜん息 食品アレルギー 花粉症 薬剤アレルギー その他 ある場合の詳しい名称
	なし
常用している薬	
特記事項	
かかりつけの医師	病院名 医師名 ☎

☎ わたしは、いつも安全をこころがけ、
 事故のないように気をつけます。

年度				
確認				

支部別市町村区域割図



編集後記

平成17年5月、保険業法の改正から、子ども会が今まで行なってきた「全国子ども会安全会」が問題となり、PTAや子ども会などが共済事業を継続できるように法整備が行われました。

平成22年5月に「PTA・青少年教育団体共済法」が成立。平成23年1月1日から施行。

この法律のもとで、全国子ども会連合会では、平成23年12月27日に文部科学大臣より認可を受けて、平成24年4月1日より共済事業「全国子ども会安全共済会」がスタートしました。

子ども会活動に携わるすべての関係者は、活動の無事を願い、それぞれの立場で危険や責任を果たしながら活動に取り組んでいます。

子ども会活動の中で安全教育として普通救命講習会を開催し、いざとなった時の対応を学ぶと共に育成者・指導者として「活動の中では、子どもたちのすることに口は出さないが、目は離すな、報告・連絡を徹底しよう」などの危機管理意識の重要性を訴えてきました。

この手引きが、地域の子ども会での活動で、広く活用していただければ幸いと存じます。

安全指導部 一同
2019年2月